

○農林水産省令第四十号

飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律（昭和二十八年法律第三十五号）第三条第一項の規定に基づき、飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和二年六月一日

農林水産大臣 江藤 拓

飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令の一部を改正する省令

飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令（昭和五十一年農林省令第三十五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分（以下「傍線部分」という。）でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改め、改正後欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正前欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを加える。

## 改正後

## 別表第1（第1条関係）

## 1 飼料一般の成分規格並びに製造、使用及び保存の方法及び表示の基準

## (1) 飼料一般の成分規格

ア～セ（略）

ソ 次の表の第1欄に掲げる農薬の成分である物質は、同表の第2欄に掲げる家畜等（法第2条第1項に規定する家畜等をいう。以下同じ。）を対象とする飼料にそれぞれ同表の第3欄に定める量を超えて含まれてはならない。

第1欄	第2欄	第3欄
γ-BHC	牛、馬、めん羊、山羊及び鹿 (略)	(略) (略)
BHC(α-BHC、β-BHC、γ-BHC及びδ-BHCの総和をいう。)	牛、馬、めん羊、山羊及び鹿 (略)	(略) (略)
DDT(DDD及びDDEを含む。)	牛、馬、めん羊、山羊及び鹿 (略)	(略) (略)
アルドリン及びディルドリン(総和をいう。)	牛、馬、めん羊、山羊及び鹿 (略)	(略) (略)
エンドリン	牛、馬、めん羊、山羊及び鹿 (略)	(略) (略)
フィプロニル	牛、めん羊、山羊及び鹿 (略)	(略) (略)
フェンバレレート	牛、めん羊、山羊及び鹿 (略)	(略) (略)
ヘプタクロル	牛、馬、めん羊、山羊及び鹿 (略)	(略) (略)

タ～テ（略）

## (2) 飼料一般の製造の方法の基準

ア～ウ（略）

エ ギ酸は、牛、馬、豚、鶏及びうずらを対象とする飼料（飼料を

## 改正前

## 別表第1（第1条関係）

## 1 飼料一般の成分規格並びに製造、使用及び保存の方法及び表示の基準

## (1) 飼料一般の成分規格

ア～セ（略）

ソ 次の表の第1欄に掲げる農薬の成分である物質は、同表の第2欄に掲げる家畜等（法第2条第1項に規定する家畜等をいう。以下同じ。）を対象とする飼料にそれぞれ同表の第3欄に定める量を超えて含まれてはならない。

第1欄	第2欄	第3欄
γ-BHC	牛、めん羊、山羊及び <u>しか</u> (略)	(略) (略)
BHC(α-BHC、β-BHC、γ-BHC及びδ-BHCの総和をいう。)	牛、めん羊、山羊及び <u>しか</u> (略)	(略) (略)
DDT(DDD及びDDEを含む。)	牛、めん羊、山羊及び <u>しか</u> (略)	(略) (略)
アルドリン及びディルドリン(総和をいう。)	牛、めん羊、山羊及び <u>しか</u> (略)	(略) (略)
エンドリン	牛、めん羊、山羊及び <u>しか</u> (略)	(略) (略)
フィプロニル	牛、めん羊、山羊及び <u>しか</u> (略)	(略) (略)
フェンバレレート	牛、めん羊、山羊及び <u>しか</u> (略)	(略) (略)
ヘプタクロル	牛、めん羊、山羊及び <u>しか</u> (略)	(略) (略)

タ～テ（略）

## (2) 飼料一般の製造の方法の基準

ア～ウ（略）

エ ギ酸は、牛、豚、鶏及びうずらを対象とする飼料（飼料を製造

製造するための原料又は材料を含む。) 以外の飼料に用いてはならない。

オ・カ (略)

キ 次の表の左欄に掲げる飼料添加物は、同表の右欄に掲げる対象飼料(飼料を製造するための原料又は材料を含む。) 以外の飼料に用いてはならない。

飼料添加物	対象飼料
(略)	(略)
クロストリジウム ブチリカム (その1)	牛用、馬用、豚用、鶏用及びうずら用
(略)	(略)
バチルス サブチルス (その1)	牛用、馬用、豚用、鶏用及びうずら用
バチルス サブチルス (その2)	牛用、馬用、豚用、鶏用及びうずら用
バチルス サブチルス (その3)	牛用、馬用、豚用、鶏用及びうずら用
(略)	(略)
ラクトバチルス アシドフィルス (その3)	牛用及び馬用
(略)	(略)
ラクトバチルス アシドフィルス (その5)	牛用、馬用及び豚用
(略)	(略)

ク～コ (略)

サ グルコン酸カルシウムは、牛、めん羊、山羊及び鹿(以下「牛等」という。) 並びに馬を対象とする飼料(飼料を製造するための原料又は材料を含む。) 以外の飼料に用いてはならない。

シ～ト (略)

(3)～(5) (略)

2 動物由来たん白質又は動物由来たん白質を原料とする飼料の成分規格及び製造の方法等の基準

(1) 動物由来たん白質又は動物由来たん白質を原料とする飼料の成分規格  
(略)

するための原料又は材料を含む。) 以外の飼料に用いてはならない。

オ・カ (略)

キ 次の表の左欄に掲げる飼料添加物は、同表の右欄に掲げる対象飼料(飼料を製造するための原料又は材料を含む。) 以外の飼料に用いてはならない。

飼料添加物	対象飼料
(略)	(略)
クロストリジウム ブチリカム (その1)	牛用、豚用、鶏用及びうずら用
(略)	(略)
バチルス サブチルス (その1)	牛用、豚用、鶏用及びうずら用
バチルス サブチルス (その2)	牛用、豚用、鶏用及びうずら用
バチルス サブチルス (その3)	牛用、豚用、鶏用及びうずら用
(略)	(略)
ラクトバチルス アシドフィルス (その3)	牛用
(略)	(略)
ラクトバチルス アシドフィルス (その5)	牛用及び豚用
(略)	(略)

ク～コ (略)

サ グルコン酸カルシウムは、牛、めん羊、山羊及びしか(以下「牛等」という。) を対象とする飼料(飼料を製造するための原料又は材料を含む。) 以外の飼料に用いてはならない。

シ～ト (略)

(3)～(5) (略)

2 動物由来たん白質又は動物由来たん白質を原料とする飼料の成分規格及び製造の方法等の基準

(1) 動物由来たん白質又は動物由来たん白質を原料とする飼料の成分規格  
(略)

第1欄	第2欄
(略)	(略)
馬、豚、鶏又はうずら	(略)
(略)	(略)

(2)～(4) (略)

(5) 動物由来たん白質又は動物由来たん白質を原料とする飼料の表示の基準

ア (略)

イ 確認済豚血粉等、確認済豚肉骨粉等、確認済馬肉骨粉等、確認済チキンミール等、確認済家きん加水分解たん白質等、確認済魚介類由来たん白質若しくは確認済原料混合肉骨粉等又はこれらを原料とする飼料（確認済牛血粉等又は確認済牛肉骨粉等を含む飼料を除く。）には、次の文字を表示しなければならない。

使用上及び保存上の注意

- 1 この飼料は、牛、めん羊、山羊及び鹿には使用しないこと（牛、めん羊、山羊又は鹿に使用した場合は処罰の対象となるので注意すること。）。
- 2 この飼料は、牛、めん羊、山羊及び鹿を対象とする飼料（飼料を製造するための原料又は材料を含む。）に混入しないよう保存すること。

ウ 確認済牛血粉等、確認済牛肉骨粉等又は(2)のウの確認を受けた工程で製造された養殖水産動物を対象とする飼料には、次の文字を表示しなければならない。

使用上及び保存上の注意

- 1 この飼料は、牛、めん羊、山羊、鹿、馬、豚、鶏及びうずらには使用しないこと（牛、めん羊、山羊、鹿、馬、豚、鶏又はうずらに使用した場合は処罰の対象となるので注意すること。）。
- 2 この飼料は、牛、めん羊、山羊、鹿、馬、豚、鶏及びうずらを対象とする飼料（飼料を製造するための原料又は材料を含む。）に混入しないよう保存すること。

3・4 (略)

5 動物性油脂又は動物性油脂を原料とする飼料の成分規格及び製造の方法等の基準

(1) 動物性油脂及び動物性油脂を原料とする飼料の成分規格

第1欄	第2欄
(略)	(略)
豚、鶏又はうずら	(略)
(略)	(略)

(2)～(4) (略)

(5) 動物由来たん白質又は動物由来たん白質を原料とする飼料の表示の基準

ア (略)

イ 確認済豚血粉等、確認済豚肉骨粉等、確認済馬肉骨粉等、確認済チキンミール等、確認済家きん加水分解たん白質等、確認済魚介類由来たん白質若しくは確認済原料混合肉骨粉等又はこれらを原料とする飼料（確認済牛血粉等又は確認済牛肉骨粉等を含む飼料を除く。）には、次の文字を表示しなければならない。

使用上及び保存上の注意

- 1 この飼料は、牛、めん羊、山羊及びしかには使用しないこと（牛、めん羊、山羊又はしかに使用した場合は処罰の対象となるので注意すること。）。
- 2 この飼料は、牛、めん羊、山羊及びしかを対象とする飼料（飼料を製造するための原料又は材料を含む。）に混入しないよう保存すること。

ウ 確認済牛血粉等、確認済牛肉骨粉等又は(2)のウの確認を受けた工程で製造された養殖水産動物を対象とする飼料には、次の文字を表示しなければならない。

使用上及び保存上の注意

- 1 この飼料は、牛、めん羊、山羊、しか、豚、鶏及びうずらには使用しないこと（牛、めん羊、山羊、しか、豚、鶏又はうずらに使用した場合は処罰の対象となるので注意すること。）。
- 2 この飼料は、牛、めん羊、山羊、しか、豚、鶏及びうずらを対象とする飼料（飼料を製造するための原料又は材料を含む。）に混入しないよう保存すること。

3・4 (略)

5 動物性油脂又は動物性油脂を原料とする飼料の成分規格及び製造の方法等の基準

(1) 動物性油脂及び動物性油脂を原料とする飼料の成分規格

ア (略)

イ ほ乳期子牛等育成用代用乳用配合飼料（ほ乳期子牛等（生後おおむね3月以内の牛、めん羊、山羊及び鹿をいう。）の育成の用に供する配合飼料であって、脱脂粉乳を主原料とするものをいう。以下同じ。）は、動物性油脂（食用の肉から採取した脂肪のみを原料とするものであって、不溶性不純物の含有量が0.02%以下であるもの（以下「特定動物性油脂」という。）を除く。）を含んではならない。

ウ・エ (略)

(2)～(4) (略)

(5) 動物性油脂又は動物性油脂を原料とする飼料の表示の基準

ア～エ (略)

オ 確認済動物性油脂（反すう動物由来動物性油脂を含むものに限る。）を含む飼料には、次の文字を表示しなければならない。

使用上及び保存上の注意

- 1 この飼料は、牛、めん羊、山羊及び鹿には使用しないこと（牛、めん羊、山羊又は鹿に使用した場合は処罰の対象となるので注意すること。）。
- 2 この飼料は、牛、めん羊、山羊及び鹿を対象とする飼料（飼料を製造するための原料又は材料を含む。）に混入しないよう保存すること。

ア (略)

イ ほ乳期子牛等育成用代用乳用配合飼料（ほ乳期子牛等（生後おおむね3月以内の牛、めん羊、山羊及びしかをいう。）の育成の用に供する配合飼料であって、脱脂粉乳を主原料とするものをいう。以下同じ。）は、動物性油脂（食用の肉から採取した脂肪のみを原料とするものであって、不溶性不純物の含有量が0.02%以下であるもの（以下「特定動物性油脂」という。）を除く。）を含んではならない。

ウ・エ (略)

(2)～(4) (略)

(5) 動物性油脂又は動物性油脂を原料とする飼料の表示の基準

ア～エ (略)

オ 確認済動物性油脂（反すう動物由来動物性油脂を含むものに限る。）を含む飼料には、次の文字を表示しなければならない。

使用上及び保存上の注意

- 1 この飼料は、牛、めん羊、山羊及びしかには使用しないこと（牛、めん羊、山羊又はしかに使用した場合は処罰の対象となるので注意すること。）。
- 2 この飼料は、牛、めん羊、山羊及びしかを対象とする飼料（飼料を製造するための原料又は材料を含む。）に混入しないよう保存すること。

## 附 則

### (施行期日)

1 この省令は、令和二年十二月一日から施行する。

### (経過措置)

2 確認済豚血粉等、確認済豚肉骨粉等、確認済馬肉骨粉等、確認済チキンミール等、確認済家きん加水分解たん白質等、確認済魚介類由来たん白質若しくは確認済原料混合肉骨粉等又はこれらを原料とする飼料（確認済牛血粉等又は確認済牛肉骨粉等を含む飼料を除く。）、確認済牛血粉等、確認済牛肉骨粉等又は飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令別表第1の2の(2)のウの確認を受けた工程で製造された養殖水産動物を対象とする飼料及び確認済動物性油脂（反すう動物由来動物性油脂を含むものに限る。）を含む飼料に係る表示については、令和三年十一月三十日までは、この省令による改正後の飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令別表第1の2の(5)のイ及びウ並びに別表第1の5の(5)のオの規定にかかわらず、なお従前の例によることができる。